

# 農地転用許可権限に係る指定市町村の指定基準等 に関する検討会開催要領

平成27年7月31日付け府分推第77号

平成27年7月31日付け27農振第1166号

## 1 目的

平成27年1月30日に閣議決定された「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。」とされ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が6月26日に公布されたところである。

これを受けて、農林水産大臣が指定する市町村に係る指定基準等を検討するための有識者からなる「農地転用許可権限に係る指定市町村の指定基準等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を内閣府及び農林水産省が共同して開催する。

## 2 委員

- (1) 委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 委員長は、委員のほか、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。
- (3) 委員長は、委員の互選により選任する。
- (4) 委員長は、必要に応じ委員長代理を指名することができる。
- (5) 委員の代理出席は、原則としてこれを認めない。

## 3 公開

- (1) 会議は公開とする。ただし、検討会の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。
- (2) 議事概要は、原則として公開するものとする。

## 4 事務局

検討会に係る事務は、内閣府地方分権改革推進室及び農村振興局農村政策部農村計画課において処理する。